

# 千葉県飲食店感染防止対策認証事業実施要綱

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この要綱は、県内の飲食店を対象に認証事業を行うことにより、感染防止対策と経済の両立を目指し、もって持続可能な飲食店の感染防止対策を促進することを目的とする。

(対象)

**第2条** 認証事業の対象となるものは、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者をいう。）が営む県内の事業用施設で専ら集客を目的とするもの（次に掲げるものを除く。以下「対象施設」という。）とする。

- (1) その場で飲食することを主たる目的とした設備を有しないもの（テイクアウト、デリバリー型の店舗など）
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づく協力の要請に従わないもの
- (3) 特措法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合にそれに従わないもの
- (4) 第13条第1項若しくは第2項の規定により認証を取り消されてから3か月を経過しないもの又は第15条第1項の規定により認証を取り消されてから6か月を経過しないもの

2 前項の規定にかかわらず、認証を受けようとする事業を行うもの（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有するものをいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該事業は、認証の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（口又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をしたもの（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められるものを除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規

定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

- ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定したものに対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

（３）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

- 3 前項に掲げるものを除くほか、知事が特に必要と認めるものについては、認証事業の対象とならないものとする。

（基準）

**第3条** 知事は、認証を受けようとする事業者が対象施設において取り組むべき感染症予防対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、必要と認めるときは、認証基準の改定を行うものとする。

## 第2章 認証等

（申請）

**第4条** 認証を受けようとする事業者は、対象施設ごとに、当該対象施設において自らが実施すべき感染症予防対策を認証基準に沿って定め、認証申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）、役員等名簿（第3号様式）により、知事に認証を申請するものとする。

（認証等）

**第5条** 前条の規定により認証の申請があつたときは、知事（その委託を受けた者を含む。本条第3項、第4項、第8条、第9条及び第10条において同じ。）は、提出された書類を確認するとともに、現地調査を行うこと等により、申請内容を審査するものとする。

- 2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該申請者に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象する認証マークを交付するものとする。
- 4 知事は、第1項の申請内容が認証基準に適合していないもの（現地調査を忌避する等、申請者の責に帰すべき事由により第1項の規定による審査が不可能である場合も

含む。)、申請者若しくは申請内容が第2条第1項に該当しないもの、申請者が同条第2項に該当するもの、又は、申請者若しくは申請内容が同条第3項に該当するものと認めるときは、当該申請者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証基準に適合していない事項を摘示する等、認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

(認証マークの使用等)

**第6条** 認証を受けた事業者(以下「認証事業者」という。)は、認証に係る対象施設(以下「認証施設」という。)において認証マークを使用(当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証マークを掲げることをいう。以下同じ。)するとともに、その広告物等において「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店(以下「認証店」という。)」の名称を使用することができるものとする。

2 認証事業者は、その責に帰することができない事由により認証マークを汚損し、又は亡失したときは、認証マーク再交付申請書(第4号様式)により、認証マークの再交付を求めることができる。

(有効期間)

**第7条** 認証の有効期間は、認証を受けた日から1年間とする。

(変更の報告)

**第8条** 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染症予防対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、認証事項変更届出書(第5号様式)により、知事に報告するものとする。

(認証の更新)

**第9条** 認証事業者は、認証の有効期間満了後においても引き続き認証を受けようとするときは、満了日の1か月前までに、認証更新申請書(第6号様式)により、知事に更新の申請をするものとする。

2 第5条の規定は、前項の更新の申請について準用する。ただし、認証マークの交付は行わないものとする。

(調査等)

**第10条** 知事は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

**第11条** 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染症予防対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること
- (2) 認証マークの適正な使用及び管理を行うこと
- (3) 知事等が行う認証施設に係る調査に協力すること

(認証の辞退)

**第12条** 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるとき又は継続する意思がなくなったときは、あらかじめ、認証辞退届出書(第7号様式)により、認証の辞退を申し出るものとする。

- 2 前項の申出をした事業者は、遅滞なく、認証マークの使用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「認証店」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

**第13条** 知事は、認証施設が認証基準を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

- 2 知事は前項の規定にかかわらず、第2条第1項に該当しないもの若しくは同条第2項若しくは第3項に該当するものと確認したとき又は認証事業者が第10条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をしたときは、認証を取り消すことができるものとする。
- 3 知事は、第1項及び第2項の規定により認証を取り消したときは、当該事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により認証を取り消された事業者は、遅滞なく、認証マークの使用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「認証店」の名称の使用をやめなければならない。

### 第3章 感染症発生時の措置

(認証の効力の一時停止)

**第14条** 認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生したとき(以下「患者発生時」という。)は、認証事業者は、遅滞なく、知事に連絡するものとする。この場合において、知事は、当該施設における認証の効力を一時停止する必要があると認めたときは、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。

(不遵守の場合の取消し)

**第15条** 患者発生時において、その原因が認証に係る感染症予防対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなったときは、知事は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該事業者  
に通知するものとする。

2 第13条第4項の規定は、前項の取消しについて準用する。

(認証の効力の回復)

**第16条** 第14条の規定により認証の効力の一時停止をした場合において、その原因が前条第1項に掲げるものでないことが明らかとなったときは、当該認証事業者は、その認証施設を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと判断（保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。）できた時から、認証マークの使用及び「認証店」の名称使用を再開することができるものとする。

2 前項の規定により認証マークの使用等を再開しようとする認証事業者は、あらかじめ、事業再開届出書（第8号様式）により、その旨を知事に届け出るものとする。

## 第4章 雑 則

(免責)

**第17条** 県は、事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

**第18条** この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 第2条の飲食業に属する事業者には、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）に基づく改正前の食品衛生法第52条第1項の規定による許可を受けた者を含むものとする。

- 2 千葉県飲食店感染防止対策認証モデル事業実施要綱に基づき認証を受けた対象施設については、モデル事業の認証の有効期限満了後においても引き続き認証を受けようとするときは、知事に更新の申請をするものとする。なお、第5条の規定は、本項の更新の申請について準用する。
- 3 この要綱は、令和3年7月26日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月24日から施行する。